

## 利用上の注意

本編は、平成 15 年 11 月 1 日現在で実施した「特定サービス産業実態調査」調査結果を取りまとめたものであり、利用上の注意は以下のとおり。

### 1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計（第 113 号）として、特定サービス産業実態調査規則（昭和 49 年通商産業省令 67 号）によって、毎年実施している。

### 2. 調査範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 H - 情報通信業」、「大分類 K - 金融・保険業」、「大分類 O - 教育、学習支援業」及び「大分類 Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所のうち、主として対事業所サービス及び対個人サービス業務を営む事業所（又は企業）で、経済産業大臣が指定したものである。

平成 15 年調査は、毎年調査である物品賃貸業務及び情報サービス業務を営む事業所に加え、周期調査（ビジネス支援産業）である広告業、エンジニアリング業（企業調査）、デザイン業、環境計量証明業、ディスプレイ業、機械設計業、研究開発支援検査分析業、テレマーケティング業に属する業務を営む事業所又は企業を対象としている。

### 3. 調査の種類、調査内容

平成 15 年調査は、10 業種別に定める調査票を用い、経営組織、就業者数、売上高等の調査を行った。

### 4. 調査の方法及び経路

調査方法は、経済産業大臣が指定した対象事業所又は企業に対し、都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員または郵送により配布された当該業種の調査票に対し、申告者が自ら調査票に記入する方法（自計方式）により実施した。調査実施経路は次のとおり。



### 5. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、調査期日から 8 か月後に速報を、12 か月後に確報として業種別に取りまとめ、それぞれ刊行物を発行する。

### 6. その他の注意事項

事業所（又は企業）数は、平成 15 年 11 月 1 日現在の数値である。

集計結果は、単位未満を四捨五入しているため内訳と合計が一致しない場合がある。

本調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は次のとおり。

「 - 」…………… 該当がないもの

「 … 」…………… 不詳（調査していないもの）

「 0 」…………… 単位未満のもの

「 」…………… マイナス数値を表しているもの

「 x 」…………… 該当する事業所数が 1 又は 2 であるため、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので数値を秘匿した箇所である。また、事業所数が 3 以上であっても 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は「 X 」で表した。

本編に掲載された数値を他に転載する場合は、経済産業省編「平成 15 年特定サービス産業実態調査」による旨明記されたい。

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 産業統計室

住所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤルイン)

e-mail qqcebd@meti.go.jp

